

大阪経済大学大学院学則

令和7年3月18日改正
令和7年4月1日施行

大阪経済大学大学院学則

目 次

第 1 章 総 則	2
第 2 章 教 員 組 織	3
第 3 章 運 営 組 織	3
第 4 章 授業科目と単位制	3
第 5 章 課程修了及び称号	4
第 6 章 入学・編入学・休学・退学・再入学・復学	5
第 7 章 委託学生・科目等履修生・研修生・ポストドクター研究員・ 研修員・研究生・聴講生及び外国人学生等	5
第 8 章 検定料・入学金・授業料及びその他の納付金	6
第 9 章 学 生 研 究 室	7
第 10 章 賞 罰	7
第 11 章 教育職員養成課程	7
第 12 章 付 属 施 設	7
第 13 章 改 廃	7
附 則	8
別 表	11

第 1 章 総

則

第 1 条 大阪経済大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 研究科または専攻ごとの人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的については別に定める。

第 2 条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2. 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3. 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4. 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5. 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

- ① 経済学研究科 経済学専攻
- ② 経営学研究科 経営学専攻
- ③ 経営情報研究科 経営情報専攻
- ④ 人間科学研究科 臨床心理学専攻
人間共生専攻

6. 修士課程及び博士前期課程の最長在学年限は 4 年、博士後期課程の最長在学年限は 6 年とする。

第 3 条 本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専 攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	—	—	10 名	20 名	5 名	15 名
経営学研究科	経営学専攻	50 名	100 名	—	—	—	—
経営情報研究科	経営情報専攻	20 名	40 名	—	—	—	—
人間科学研究科	臨床心理学専攻	10 名	20 名	—	—	—	—
	人間共生専攻	10 名	20 名	—	—	—	—

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 1 学年を次の 2 期に分ける。

- ① 春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- ② 秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3. 学長は、前項の秋学期開始日を変更することができる。なお、秋学期開始日を変更した場合は、その前日をもって春学期の終了とする。

4. 第 2 項に規定する各学期は、前半および後半に分けることができる。

5. 次に掲げる日を休日並びに休業日とし、授業を行わない。

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 本大学記念日 9 月 30 日
- ③ 夏期休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで
- ④ 冬期休業 12 月 24 日から翌年 1 月 5 日まで
- ⑤ 春期休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

6. 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、または休業日を定めることができる。

第 2 章 教 員 組 織

第 5 条 本学大学院における授業及び必要な研究指導は、若干名の本学の教授、准教授、講師および助教がこれを担当する。ただし、必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

第 3 章 運 営 組 織

第 6 条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2. 各研究科委員会は、当該研究科に所属する専任の教員をもって組織する。
3. 各研究科委員会は、当該研究科長がこれを招集してその議長となる。
4. 各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該研究科に関する次の事項を審議し意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、各研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
5. 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長または研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
6. 各研究科委員会の学務は、当該研究科長がこれを統括する。
7. 各研究科委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第 6 条の 2 削除

第 4 章 授業科目と単位制

第 7 条 授業科目の単位数は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮するものとする。ただし、講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。また実験および実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2. 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法については、別表(1)においてこれを定める。
3. 各研究科委員会は教育上有益と認めるときは、当該学生が入学前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学大学院において修得したものとして認定することができる。
4. 各研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本学研究生として受講した科目を本学大学院において修得したものとして認定することができる。ただし、2 単位を超えないものとする。
5. 第 3 項および第 4 項の単位は、修士課程または博士前期課程において、合わせて 15 単位を超えないものとする。
6. 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、各研究科における選択科目として、他の研究科または他の大学院の授業科目を履修することができる。
7. 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、各研究科履修規程の定めにより、各研究科の授業科目の履修によって修得したものとしてすることができる。ただし、修士課程または博士前期課程において、第 3 項および第 4 項により修得した単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 5 章 課程修了及び称号

- 第 8 条 各研究科において授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対し学期末又は学年末に授業科目の試験を行う。
- 授業科目の試験の成績は、優（100 点～ 80 点）、良（79 点～ 70 点）、可（69 点～ 60 点）、不可（59 点以下）に分け、可以上を合格とする。
2. 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 第 9 条 修士課程または博士前期課程に 2 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当該修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 第 10 条 博士課程に 5 年（修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間をふくむ。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、大学院に 3 年（修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間をふくむ。）以上在学すれば足りるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程または博士前期課程を修了した者及び優れた業績を上げて 1 年以上の在学期間で修士課程または博士前期課程を修了した者については、修士課程または博士前期課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年（標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該 1 年以上 2 年未満の期間を、他大学院の修士課程または博士前期課程を優れた業績を上げて 1 年以上の在学期間で修了した者にあつては、当該課程における在学期間（2 年を限度とする。）をふくむ。）以上在学すれば足りるものとする。
3. 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第 156 条の規定により、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本学が認めた者又は専門職学位課程を修了した者については、大学院に 3 年（専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年（標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 第 11 条 修士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。
- 第 12 条 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 第 13 条 本学大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と研究能力を有する者と確認された時は、経済学研究科委員会の意見を聴いて博士の学位を学長が授与することができる。
- 第 14 条 学位及びその授与については本章のほか、大阪経済大学学位規程においてこれを定める。

第 6 章 入学・編入学・休学・退学・再入学・復学

- 第15条 入学の時期は、学年始め4月とする。ただし、研究科が必要とするときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。
- 第16条 修士課程または博士前期課程に入学することができる者は、学校教育法第102条第1項および第2項の定めに従い、本学大学院各研究科の意見を聴いて学長が決定する。
- 第17条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当しなければならない。
- ① 修士の学位を有する者
 - ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 第18条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の手続によって願い出るものとする。
- 第19条 入学志願者に対しての入学試験は学力・人物について考査する。
2. 学力考査は、各大学院研究科が定める方法によって行う。
- 第20条 他の大学院の学生が所属大学の学長の承認書を添えて本学大学院に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがある。
- 第21条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。
2. 入学を許可された者は、所定の方式に従って宣誓し、かつ、本学の承認する保証人を立てなければならない。
これを怠るときは、入学許可を取消すことがある。
- 第22条 病気その他やむを得ない事由によって長期にわたり欠席しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、休学を願い出ることにより許可を得て、休学することができる。
2. 休学は1年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には引続き1年に限り許可することがある。
 3. 休学期間は、修士課程または博士前期課程においては通算2年、博士後期課程においては通算3年を超えることができない。
 4. 休学者は各学期始めでなければ復学することができない。
 5. 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 第23条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。願い出により退学を許可する。
- 第24条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、学期始めに限り各研究科委員会の意見を聴いて学長が許可することがある。
- 第25条 博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得した学生は、研究計画書を提出し、承認を得なければ引き続き在学することができない。

第 7 章 委託学生・科目等履修生・研修生・ポストドクター研究員・ 研修員・研究生・聴講生及び外国人学生等

- 第26条 官公庁、外国政府その他の機関から本学大学院の特定科目について、学修を委託された者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、各研究科委員会において選考の上、委託学生としてこれを許可することがある。
2. 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。試験に合格した者には、証明書を交付する。
- 第26条の2 各研究科において正規の学生の学修を妨げない限り、科目等履修生として、1科目または複数の授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した時は、所定の単位を修得したものと認める。
 3. その他科目等履修生に関することについては、別に定める科目等履修生手続規程による。
- 第27条 博士後期課程における所定の単位を修得して退学した者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の学修の妨げのない限り、選考の上、研修生としてこれを許可する。
2. 研修生を志願する者は、学年の始めに研究計画書を付して願い出なければならない。
- 第27条の2 博士後期課程において学位を取得した者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の学修の妨げのない限り、選考の上、ポスドクター研究員としてこれを採用する。
2. ポスドクター研究員に関する規程は、別に定める。
- 第28条 研修生は、研究上、各研究科委員会によって定められた教員の研究指導のもとに研究施設を利用し、特定科目を聴講することができる。
- 第29条 研修生の研究期間は1年とする。
- ただし、必要ありと認められたときは、3年を限度として、1年毎に更新することができる。
- 第30条 研修生は、所定の研修料を納めなければならない。
- 研修料は別に定める。
- 第31条 各研究科における授業科目中、特定科目の研究を志望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、選考の上、研究生としてこれを許可することがある。
2. 研究生に関する規程は、別に定める。
- 第31条の2 人間科学研究科臨床心理学専攻を修了した者が、心理臨床センターにおける研修の継続を希望するときは、選考の上、研修員としてこれを許可する。
2. 研修員に関する規程は、別に定める。
- 第32条 各研究科における授業科目中、一科目又は数科目の聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、各研究科委員会によって選考の上、聴講を許可することがある。
2. 聴講生に関する規程は、別に定める。
- 第33条 外国人で本学大学院に入学しようとする者は、各研究科委員会によって選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
2. 外国人留学生に関する規程は、別に定める。
- 第33条の2 本学大学院の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成することができる。
2. 特別の課程に関する規程は、別に定める。

第8章 検定料・入学金・授業料及びその他の納付金

- 第34条 入学（編入学・再入学を含む）志願者は、入学検定料を納付し、入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。
2. 入学検定料及び入学金は、別表(2)に定めるとおりとする。
 3. いったん納付された入学検定料、入学金は返還しない。
- 第35条 学生は、学費等納付金を納付しなければならない。
2. 授業料その他の学費等納付金は、別表(2)に定めるとおりとする。
 3. 休学する者は、学費等納付規程および学費等納付金額に関する規程に定める在籍料を納めなければならない。
 4. 学費の納付が困難な者には、審議の上、延納を許可することがある。
 5. いったん納入された学費等納付金は返還しない。
- ただし、学費等納付規程第2条に定める納付期限までに休学願または退学願を提出し、学長

がこれを許可した者についてはこの限りではない。

6. 所定の期日までに学費等納付金を納付しない者は除籍とする。

第 9 章 学 生 研 究 室

第 36 条 本学大学院に学生研究室を設ける。

2. 学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の授業、研究指導及び研究のために用いることができる。

第 10 章 賞 罰

第 37 条 人物、学業ともに優秀な者には、授賞することがある。

第 38 条 学生が本学大学院の学則に違反し、若しくは本学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その状況によって懲戒を行う。

2. 懲戒は、けん責、謹慎、停学及び退学の4種とする。
3. 懲戒の手続については、別に定める懲戒手続規程による。

第 39 条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

- ① 成業の見込がないと認められる者
② 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
③ 正当な理由なくして学業を怠る者

第 40 条 賞罰は、各研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第 11 章 教 育 職 員 養 成 課 程

第 41 条 中学校・高等学校教諭専修免許状授与の所要の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。

2. 本学大学院において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

研 究 科	免 許 状 の 種 類
経 済 学 研 究 科	中学校教諭専修免許状 社 会
	高等学校教諭専修免許状 地理歴史
	高等学校教諭専修免許状 公 民
	高等学校教諭専修免許状 商 業
経 営 学 研 究 科	高等学校教諭専修免許状 商 業
経 営 情 報 研 究 科	高等学校教諭専修免許状 商 業
	高等学校教諭専修免許状 情 報

3. 教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第 12 章 付 属 施 設

第 42 条 本学大学院人間科学研究科に次の附属施設を置く。

- (1) 心理臨床センター
2. 前項の附属施設の規程は別に定める。

第 13 章 改 廃

第 43 条 本学則の改廃は、研究科委員会の意見を聴いて理事会が行う。

(附 則)

- 第 1 条 本学大学院学則に必要な手続規程は、別にこれを定める。
- 第 2 条 本学大学院学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条 本学大学院学則は、昭和 42 年 8 月に改正した。(博士課程新設のため)
- 第 4 条 本学大学院学則は、昭和 43 年 3 月 8 日に改正した。
- 第 5 条 改正学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 6 条 本学大学院学則は、昭和 44 年 3 月 1 日に改正した。
- 第 7 条 改正学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 8 条 本学大学院学則は、昭和 45 年 2 月 1 日に改正した。
- 第 9 条 改正学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 10 条 本学大学院学則は、昭和 46 年 1 月 30 日に改正した。
- 第 11 条 改正学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 12 条 本学大学院学則は、昭和 47 年 6 月 23 日に改正した。
- 第 13 条 改正学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 14 条 本学大学院学則は、昭和 61 年 2 月 14 日に改正した。
- 第 15 条 改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 16 条 本学大学院学則は、昭和 62 年 3 月 24 日に改正した。
- 第 17 条 改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 18 条 本学大学院学則は、昭和 63 年 7 月 18 日に改正し、同日から施行する。
- 第 19 条 本学大学院学則は、平成 2 年 2 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 20 条 本学大学院学則は、平成 2 年 4 月 26 日に改正し、改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 21 条 本学大学院学則は、平成 2 年 11 月 20 日に改正し、改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 22 条 本学大学院学則は、平成 4 年 3 月 16 日に改正し、改正学則は、同日から施行する。
- 第 23 条 本学大学院学則は、平成 5 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 24 条 本学大学院学則は、平成 6 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 25 条 本学大学院学則は、平成 7 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 26 条 本学大学院学則は、平成 8 年 7 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 27 条 本学大学院学則は、平成 9 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 28 条 本学大学院学則は、平成 12 年 3 月 14 日に改正し、改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 29 条 本学大学院学則は、平成 13 年 3 月 13 日に改正し、改正学則は、

- 平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 30 条 本学大学院学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 31 条 本学大学院学則は、平成 14 年 12 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 32 条 本学大学院学則は、平成 15 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 33 条 本学大学院学則は、平成 16 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 34 条 本学大学院学則は、平成 16 年 7 月 20 日に改正し、改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 35 条 本学大学院学則は、平成 17 年 3 月 15 日に改正し、改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 36 条 本学大学院学則は、平成 17 年 5 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 37 条 本学大学院学則は、平成 18 年 3 月 14 日に改正し、改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 38 条 本学大学院学則は、平成 18 年 12 月 12 日に改正し、改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 39 条 本学大学院学則は、平成 19 年 3 月 13 日に改正し、改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 40 条 本学大学院学則は、平成 19 年 10 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 41 条 本学大学院学則は、平成 19 年 12 月 11 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 42 条 本学大学院学則は、平成 20 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 43 条 本学大学院学則は、平成 20 年 5 月 27 日に改正し、改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。改正学則第 35 条は全学生に適用する。
- 第 44 条 本学大学院学則は、平成 20 年 12 月 9 日に改正し、改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし第 6 条および第 6 条の 2 については平成 20 年 12 月 9 日から施行する。
- 第 45 条 本学大学院学則は、平成 20 年 12 月 9 日に改正し、改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 46 条 本学大学院学則は、平成 22 年 3 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 47 条 本学大学院学則は、平成 22 年 6 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 48 条 本学大学院学則は、平成 23 年 3 月 22 日に改正し、改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 49 条 本学大学院学則は、平成 24 年 3 月 21 日に改正し、改正学則は、

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 50 条 本学大学院学則は、平成 25 年 3 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 51 条 本学大学院学則は、平成 26 年 3 月 18 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 52 条 本学大学院学則は、平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定に関わらず、平成 27 年度の入学定員は次の通りとする。

研究科名	専攻	修士課程	博士前期課程	博士後期課程
		入学定員	入学定員	入学定員
経済学研究科	経済学専攻	—	20 名	10 名
経営学研究科	経営学専攻	30 名	—	—
経営情報研究科	経営情報専攻	20 名	—	—
人間科学研究科	臨床心理学専攻	10 名	—	—
	人間共生専攻	10 名	—	—

第 53 条 本学大学院学則は、平成 28 年 3 月 22 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 54 条 本学大学院学則は、平成 29 年 3 月 21 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 55 条 本学大学院学則は、平成 30 年 3 月 20 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

第 56 条 本学大学院学則は、平成 30 年 5 月 29 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 57 条 本学大学院学則は、平成 31 年 3 月 19 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 58 条 本学大学院学則は、令和 2 年 3 月 17 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 59 条 本学大学院学則は、令和 2 年 6 月 23 日に改正し、同日から施行する。

第 60 条 本学大学院学則は、令和 3 年 3 月 16 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 61 条 本学大学院学則は、令和 4 年 3 月 15 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 10 条第 2 項及び第 3 項のただし書きについては、令和 5 年 4 月 1 日入学生から適用する。

第 62 条 本学大学院学則は、令和 5 年 3 月 14 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 63 条 本学大学院学則は、令和 6 年 3 月 12 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 64 条 本学大学院学則は、令和 7 年 3 月 18 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (1)

各研究科における授業科目と単位数は次のとおりである。

1. 経済学研究科 博士前期課程

(1) 授業科目と単位数

経済学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	部 門	授 業 科 目	単位数	備 考
経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程	基礎科目	ベーシック A	2	
		ベーシック B	4	
	理 論	経済理論Ⅰ	2	
		経済理論Ⅱ	2	
		経済理論Ⅲ	2	
		経済理論Ⅳ	2	
		経済理論Ⅴ	2	
		経済理論Ⅵ	2	
		ミクロ経済学Ⅰ	2	
		ミクロ経済学Ⅱ	2	
		マクロ経済学Ⅰ	2	
		マクロ経済学Ⅱ	2	
		経済学史Ⅰ	2	
		経済学史Ⅱ	2	
		マクロ経済動学Ⅰ	2	
		マクロ経済動学Ⅱ	2	
		経済学のための数学Ⅰ	2	
		経済学のための数学Ⅱ	2	
		ゲーム理論Ⅰ	2	
		ゲーム理論Ⅱ	2	
		現代経済理論Ⅰ	2	
		現代経済理論Ⅱ	2	
	歴 史	日本史Ⅰ	2	
		日本史Ⅱ	2	
		日本経済史Ⅰ	2	
		日本経済史Ⅱ	2	
		アジア経済史Ⅰ	2	
		アジア経済史Ⅱ	2	
		西洋史Ⅰ	2	
		西洋史Ⅱ	2	
		西洋経済史Ⅰ	2	
		西洋経済史Ⅱ	2	
		日中交流史Ⅰ	2	
		日中交流史Ⅱ	2	
		社会思想史Ⅰ	2	
		社会思想史Ⅱ	2	
	政 策	財政学Ⅰ	2	
		財政学Ⅱ	2	
		財政学Ⅲ	2	
		財政学Ⅳ	2	
		公共経済学Ⅰ	2	
		公共経済学Ⅱ	2	
		環境経済学Ⅰ	2	
		環境経済学Ⅱ	2	
		金融論Ⅰ	2	
		金融論Ⅱ	2	
		金融政策論Ⅰ	2	
		金融政策論Ⅱ	2	
		金融システム論Ⅰ	2	
		金融システム論Ⅱ	2	

経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程	政 策	経済政策Ⅰ	2
		経済政策Ⅱ	2
		日本経済論Ⅰ	2
		日本経済論Ⅱ	2
		産業組織論Ⅰ	2
		産業組織論Ⅱ	2
		農業経済論Ⅰ	2
		農業経済論Ⅱ	2
		社会政策論Ⅰ	2
		社会政策論Ⅱ	2
		社会保障論Ⅰ	2
		社会保障論Ⅱ	2
		労働経済論Ⅰ	2
		労働経済論Ⅱ	2
		流通経済論Ⅰ	2
		流通経済論Ⅱ	2
	地 域	経済地理学Ⅰ	2
		経済地理学Ⅱ	2
		都市政策論Ⅰ	2
		都市政策論Ⅱ	2
		都市経済論Ⅰ	2
		都市経済論Ⅱ	2
		地方自治論Ⅰ	2
		地方自治論Ⅱ	2
		地域文化論Ⅰ	2
		地域文化論Ⅱ	2
		多文化共生特論Ⅰ	2
		多文化共生特論Ⅱ	2
	統計・計量・ 情報	統計学Ⅰ	2
		統計学Ⅱ	2
		計量経済学Ⅰ	2
		計量経済学Ⅱ	2
		行動経済学	2
		実験経済学	2
		国民経済計算論Ⅰ	2
		国民経済計算論Ⅱ	2
		数学特論Ⅰ	2
		数学特論Ⅱ	2
		機械学習Ⅰ	2
		機械学習Ⅱ	2
		社会調査法Ⅰ	2
		社会調査法Ⅱ	2
	国際経済	国際経済論Ⅰ	2
		国際経済論Ⅱ	2
		アメリカ経済論Ⅰ	2
		アメリカ経済論Ⅱ	2
		ヨーロッパ経済論Ⅰ	2
		ヨーロッパ経済論Ⅱ	2
		中国経済論Ⅰ	2
		中国経済論Ⅱ	2
		アジア経済論Ⅰ	2
		アジア経済論Ⅱ	2
		国際金融論Ⅰ	2
		国際金融論Ⅱ	2
		開発経済論Ⅰ	2
		開発経済論Ⅱ	2
		国際関係論Ⅰ	2
		国際関係論Ⅱ	2

経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程	国際経済	国際教育開発論Ⅰ	2
		国際教育開発論Ⅱ	2
	法 律	税法Ⅰ	2
		税法Ⅱ	2
		税法Ⅲ	2
		税法Ⅳ	2
		行政法Ⅰ	2
		行政法Ⅱ	2
		労働法Ⅰ	2
		労働法Ⅱ	2
	調査・実習	経済調査実習	2
		地域調査実習	2
		インターンシップ	2
	語学・文献研究	日本語教育Ⅰ	2
		日本語教育Ⅱ	2
		外国文献研究Ⅰ	2
		外国文献研究Ⅱ	2
		ビジネス中国語Ⅰ	2
		ビジネス中国語Ⅱ	2
		古文書Ⅰ	2
		古文書Ⅱ	2
	特殊講義	経済学特殊講義Ⅰ	2
		経済学特殊講義Ⅱ	2
	演 習	演習Ⅰ	2
		演習Ⅱ	2
		演習Ⅲ	2
		演習Ⅳ	2

(2) 履修方法

- ① 修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、前掲の授業科目について演習8単位を含めて32単位を修得しなければならない。
- ② 演習を担当する教授を指導教授とする。学生は、授業科目の選択、論文の作成、研究一般について指導教授の研究指導に従うものとする。

2. 経済学研究科 博士後期課程

(1) 授業科目と単位数

経済学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	部 門	授 業 科 目	単位数	備 考
経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	理 論	経済理論Ⅰ 講義	4	
		同 演習		
		経済理論Ⅱ 講義	4	
		同 演習		
		ミクロ経済学 講義	4	
		同 演習		
		マクロ経済学 講義	4	
		同 演習		
		経済学史 講義	4	
		同 演習		
		マクロ経済動学 講義	4	
		同 演習		
		ゲーム理論 講義	4	
		同 演習	4	
		現代経済理論 講義	4	
		同 演習	4	
	歴 史	日本史 講義	4	
		同 演習		
		日本経済史 講義	4	
		同 演習		

経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	歴 史	西洋史	講義	4
		同	演習	
		西洋経済史	講義	4
		同	演習	
		東洋経済史	講義	4
		同	演習	
		日中交流史	講義	4
		同	演習	
	政 策	財政学Ⅰ	講義	4
		同	演習	
		財政学Ⅱ	講義	4
		同	演習	
		公共経済学	講義	4
		同	演習	
		金融論	講義	4
		同	演習	
		金融政策論	講義	4
		同	演習	
		金融システム論	講義	4
		同	演習	
		経済政策	講義	4
		同	演習	
		日本経済論	講義	4
		同	演習	
		産業組織論	講義	4
		同	演習	
		農業経済論	講義	4
		同	演習	
		社会政策論	講義	4
		同	演習	
		社会保障論	講義	4
		同	演習	
		労働経済論	講義	4
		同	演習	
	地 域	経済地理学	講義	4
		同	演習	
		都市政策論	講義	4
		同	演習	
		都市経済論	講義	4
	統 計	同	演習	
		統計学	講義	4
		同	演習	
		国民経済計算論	講義	4
	国際経済	同	演習	
		ヨーロッパ経済論	講義	4
		同	演習	
		国際経済論	講義	4
		同	演習	
		中国経済論	講義	4
		同	演習	
		アジア経済論	講義	4
		同	演習	
		開発経済論	講義	4
		同	演習	
		国際関係論	講義	4
		同	演習	
		国際金融論	講義	4
		同	演習	
	法 律	行政法	講義	4
		同	演習	
		労働法	講義	4
		同	演習	
	文献研究	外国文献研究	講義	4
		日本語文献研究	講義	4
		古文書	講義	4

(2) 履修方法

- ① 博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、前掲の授業科目について、講義8単位以上を修得しなければならない。
- ② 演習を担当する教授を指導教授とし、指導教授の担当する講義（演習と同一の授業科目）4単位を修得しなければならない。

この授業科目（講義4単位と演習）をその学生の専修科目とする。学生は、専修科目以外の授業科目講義4単位の選択履修、論文の作成、研究一般について指導教授の研究指導に従うものとする。

3. 経営学研究科 修士課程

(1) 授業科目と単位数

経営学研究科経営学専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および専攻課程	分野	科目群	授業科目	単位数	備考	
経営学研究科 経営学専攻 修士課程	研究科共通科目	研究指導	研究指導Ⅰ	2		
			研究指導Ⅱ	2		
			研究指導Ⅲ	2		
			研究指導Ⅳ	2		
		リテラシー	リサーチ方法特論	2		
			経営統計特論	2		
			ビジネス英語	2		
			専門日本語表現	2		
			問題発見・問題解決技法	2		
			経営情報特論	2		
			その他	インターンシップ		2
				経営特殊講義		2
		ビジネス法特殊講義		2		
		経営		経営戦略		経営倫理
			イノベーション特論			2
			経営戦略特論Ⅰ			2
	経営戦略特論Ⅱ		2			
	競争戦略特論		2			
	コンサルティング特論		2			
	ビジネス・コーチング特論		2			
	ソーシャル・ビジネス特論		2			
	サービスマネジメント特論		2			
	経営史特論		2			
	組織 マネジメント		経営学概論	2		
			経営組織特論	2		
			経営管理特論	2		
			人的資源管理特論	2		
		企業分析特論	2			
	組織間関係特論	2				
	中小企業経営特論	2				
リーダーシップ特論	2					
組織行動心理学特論	2					
中小企業診断特論	2					
中小企業政策特論	2					

経営学研究科 経営学専攻 修士課程	経営	組織 マネジメント	企業診断実習Ⅰ	1
			企業診断実習Ⅱ	1
			企業診断実習Ⅲ	1
			企業診断実習Ⅳ	1
			企業診断実習Ⅴ	1
			企業診断実習Ⅵ	1
			コーポレートガバナンス	2
			生産管理特論	2
			組織デザイン特論	2
		マーケティング	商学概論	2
			マーケティングリサーチ特論	2
			マーケティング特論	2
			マーケティング概論	2
			流通特論	2
		会計	会计学概論	2
			財務会計特論	2
			管理会計特論	2
			原価計算特論	2
			国際会計特論	2
			内部統制特論	2
			監査特論	2
			公会計特論	2
		ファイナンス	経済学概論	2
			金融証券特論	2
			行動ファイナンス特論	2
			事業承継特論	2
			資産運用特論	2
			I P O 特論	2
			コーポレートファイナンス特論	2
	法	ビジネス法	ビジネス法	2
			民法Ⅰ	2
			民法Ⅱ	2
			民法Ⅲ	2
			民法Ⅳ	2
			民法Ⅴ	2
			会社法	2
			民事手続法	2
			登記法	2
			信託法	2
		税法	所得税法	2
			法人税法	2
			消費税法	2
			相続税法	2
			国際租税法	2
			資産・事業承継税務	2
		公 共 法	刑事法	2
		社 会 法	独占禁止法・競争政策	2
			雇用関係法	2
		新領域法	知的財産法	2
			不動産証券化法務	2
			不動産鑑定理論	2
			不動産開発特論	2
		北浜共通科目	別表(1)－7.に定める科目	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について研究指導8単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。

4. 経営情報研究科 修士課程

(1) 授業科目と単位数

経営情報研究科経営情報専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専攻課程	科目群	授 業 科 目	単位数	備 考
経営情報研究科 経営情報専攻 修士課程	基礎科目	会計基礎特論	2	
		会計研究方法論	2	
		経営基礎特論	2	
		マクロ経済分析	2	
		ミクロ経済分析	2	
		情報処理特論	2	
		データ分析特論	2	
		ソーシャルネットワーク特論	2	
		日欧比較文化特論	2	
		プレゼンテーション・ディベート	2	
	専 門 科 目	財務会計論	2	
		管理会計論	2	
		コーポレートファイナンス	2	
		中小企業経営論	2	
		中小企業金融論	2	
		財務管理特論	2	
		企業経営と会計	2	
		国際会計論	2	
		会計制度特論	2	
		マーケティング戦略論	2	
		中小企業戦略論	2	
		経済シミュレーション特論	2	
		労働経済学特論	2	
		アルゴリズム特論	2	
		情報システム利用特論	2	
		情報システム設計特論	2	
		情報ネットワーク特論	2	
		企業情報システム特論	2	
		ビッグデータ解析特論	2	
		空間情報処理特論	2	
		マルチメディア特論	2	
		身体情報処理特論	2	
		広告ブランディング戦略特論	2	
		映像メディア特論	2	
		地域社会学特論	2	
		コミュニケーション特論	2	
		メディア社会学	2	
		公共圏の社会学	2	

経営情報研究科 経営情報専攻 修士課程	専 門 科 目	情 報 社 会 系	消費者行動特論	2
			文化社会学特論	2
			家族社会学特論	2
			教育社会学特論	2
			計量社会学特論	2
			産業・労働社会学特論	2
			政治心理学特論	2
			教育方法学特論	2
		特別 講義	経営情報特別講義	2
			インターンシップ	2
		自主 選択	日本語アカデミックライティングⅠ	2
			日本語アカデミックライティングⅡ	2
	指導科目		研究指導Ⅰ	2
			研究指導Ⅱ	2
			研究指導Ⅲ	2
			研究指導Ⅳ	2
	北浜共通科目	別表(1)－7.に定める科目		

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について研究指導群から8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

5. 人間科学研究科臨床心理学専攻 修士課程

(1) 授業科目と単位数

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専攻課程	科目群	授 業 科 目	単位数	備考
人間科学研究科 臨床心理学専攻 修士課程	基礎科目	心理学統計法特論Ⅰ	2	
		心理学統計法特論Ⅱ	2	
		臨床心理学研究法特論	2	
	専門科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論Ⅱ	2	
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2	
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	
		精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
		神経生理心理学特論	2	
		投影法特論	2	
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
		心理療法特論	2	
		学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
		地域発達相談実習Ⅰ（心理実践実習）	2	
		地域発達相談実習Ⅱ（心理実践実習）	2	
		集団精神療法特論	2	
		臨床心理基礎実習	2	
		臨床心理実習Ⅰ a（心理実践実習）	10	
		臨床心理実習Ⅰ b（心理実践実習）	10	
		臨床心理実習Ⅱ	2	
		発達心理検査演習Ⅰ	2	
		発達心理検査演習Ⅱ	2	
		心の健康教育に関する理論と実践	2	
		福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
	研究指導科目	研究指導Ⅰ	2	
		研究指導Ⅱ	2	
		研究指導Ⅲ	2	
		研究指導Ⅳ	2	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について基礎科目および専門科目から22単位以上且つ演習・指導科目8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

6. 人間科学研究科人間共生専攻 修士課程

(1) 授業科目と単位数

人間科学研究科人間共生専攻修士課程における授業科目および単位数は次のとおりとする。

研究科および 専攻課程	科目群		授業科目	単位数	備考
人間科学研究科 人間共生専攻 修士課程	基礎科目		インターンシップ	2	
			ベーシックいのちを守るまちづくり	2	
			ベーシック人間と災害	2	
			ベーシック現代社会と食マネジメント論	2	
			ベーシック現代社会と住まい	2	
	専門科目	スポーツ健康コース	スポーツ運動学特論	2	
			スポーツクラブマネジメント特論	2	
			身体測定評価学特論	2	
			身体情報処理特論	2	
			スポーツ心理学特論	2	
			スポーツマネジメント特論	2	
			コーチング科学特論	2	
			スポーツハイパフォーマンス特論	2	
			スポーツバイオメカニクス特論	2	
			スポーツビジネス特論	2	
			健康医学特論	2	
			栄養学特論	2	
		社会ライフコース	高齢者・障がい者ケア特論	2	
			現代家族特論	2	
			看護学特論	2	
			衛生・公衆衛生学特論	2	
			生活環境学特論	2	
			ライフスタイル社会学特論	2	
			組織リーダーシップ特論	2	
			社会心理学特論	2	
	演習・指導科目	専門演習Ⅰ		2	
		専門演習Ⅱ		2	
		研究指導Ⅰ		2	
		研究指導Ⅱ		2	
		研究指導Ⅲ		2	
		研究指導Ⅳ		2	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について基礎科目および専門科目から18単位以上且つ演習・指導科目12単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

7. 共通科目（経営学研究科・経営情報研究科）

科目群	授業科目	単位数	備考
基礎科目	プレゼンテーション・ディベート	2	
	ビジネス法	2	
	経営学概論	2	
	商学概論	2	

別表（2）

1. 経済学研究科

(単位：円)		
入学検定料	博士前期課程 博士後期課程	35,000
(単位：円)		
	博士前期課程・博士後期課程	
学費等 納付金	入学金	200,000
	授業料	530,000
	施設設備資金	140,000
	入学年度年額	870,000
(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。		

2. 経営学研究科・経営情報研究科・人間科学研究科

(単位：円)		
入学検定料	修士課程	35,000
(単位：円)		
	修士課程	
学費等 納付金	入学金	200,000
	授業料	530,000
	施設設備資金	140,000
	入学年度年額	870,000
(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。		